

令和5年度 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の増設について

下記の通り、令和5年4月に自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を増設することについて協議する。

記

1 自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)を増設する背景と検討委員会設置の理由

本区は、平成29年4月に、南池袋小学校に「自閉症・情緒障害特別支援学級(けやき学級)」1学級(定員8人)を設置して、特別支援教室の利用だけでは改善が難しい児童を対象に、発達障害教育の充実を目指すこととした。

現在本区では、特別支援教室の利用を希望する児童・生徒数は増加傾向にあり、合わせてけやき学級への入級希望者も増加傾向にある。さらに、小学校卒業後、中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を期待する声も大きくなっている。

豊島区教育委員会は、豊島区教育ビジョン2019(令和元年9月)「基本方針5 一人一人を大切にする教育の推進 基本施策1 特別支援教育の充実」において、誰もが互いに尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える共生社会を実現させることを明記している。

本区においては、令和2年度に「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指すこととし、その理念を取り入れた豊島区基本計画(令和4～7年度)の「施策4-3-4 一人一人を大切にする教育の推進」において、子どもの実態に合った特別支援教育の充実について明記した。

また、東京都特別支援教育推進計画(第二期 第二次実施計画)には、小・中学校の役割として、通常の学級、特別支援学級や特別支援教室を含む通級による指導において、障害の種類と程度に即した適切な指導・支援を行うことができるよう、体制の整備を図ることが求められている。

以上の状況も踏まえ、令和4年3月に策定した豊島区特別支援教育推進計画の中では、令和4年度に検討委員会を設置し、小・中学校特別支援学級(自閉症・情緒障害)増設の検討を推進することとしている。

2 根拠法令

- (1) 学校教育法 第81条
- (2) 学校教育法施行規則 第137条・138条

3 令和5年度に向けて増設を検討している学校(学級数)

- 小学校1校(1学級)
- 中学校1校(1学級)

4 自閉症・情緒障害特別支援学級の対象となる障害種と程度及び学年

(1) 対象となる障害種と程度

- 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び人間関係の形成が困難である程度のもの。
- 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの。

(2) 対象となる学年

- 小・中学校 全学年

5 スケジュール

※ 別紙参照

自閉症・情緒障害特別支援学級増設に向けたスケジュール

別紙

		令和4年度												令和5年度				
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
教育委員会				都庁アラインク	増設検討委員会													
増設校 小1 中1	増設準備スタート				関係者周知 (学校、保護者等)		9/1 告知(広報としま等)	入級相談 ・就学相談申込受付 ・面談等の実施		臨時就学相談委員会		入級説明会	教室整備完了		増設校開級式			

※日程は予定

増設までの流れ

